

## ○松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱

令和2年11月5日告示第371号

改正 令和4年3月29日告示第 98号

改正 令和6年1月11日告示第 3号

改正 令和6年3月28日告示第175号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、市内にある空家等の除却に要する費用に対し、予算の範囲内で松本市老朽危険空家等除却費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 老朽危険空家等 市内に所在する空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。

(対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等(以下「対象空家等」という。)は、老朽危険空家等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。

(2) 法第22条第2項の規定による勧告の対象となっていないこと。

(3) 個人が所有するものであること。

(4) 所有権以外の権利(土地に係る権利を除く。)が設定されていないこと。

(5) 故意に破損させたものでないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、市内解体業者が行う対象空家等の除却工事とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 第10条の規定による補助金の交付の決定前に着手したもの。ただし、対象空家等の状況により緊急に除却する必要がある場合であって、着工前に市長に届け出たときは、この限りでない。

(2) 国、県等から補助金以外の財政上の支援を受けることができるもの

(3) 対象空家等の一部のみを除却するもの

(4) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

2 前項の市内解体業者は、本店の所在地が市の区域内である法人又は市の区域内に住所を有する個人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者

(交付対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、補助対象工事をしようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 対象空家等の所有者又はその相続人

(2) 対象空家等が共有である場合にあつては、当該対象空家等の除却について、共有者全員の同意を得た者

(3) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

(4) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者

(5) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に要する費用とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、老朽危険空家等に該当するかどうかの事前調査を受けなければならない。ただし、法第9条第2項の規定により市長が職員又はその委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせた場合は、この限りでない。

2 前項の事前調査を受けようとする者は、松本市老朽危険空家等除却費補助金交付申請事前調査申込書(様式第1号)により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、当該空家等が老朽危険空家等に該当するかを調査し、その結果を松本市老朽危険空家等除却費補助金交付申請事前調査結果報告書(様式第2号。以下「事前調査結果報告書」という。)により通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条第3項の規定により老朽危険空家等に該当する旨の通知を受けた者(法第22条第1項の規定による助言又は指導を受けた者を含む。)は、補助金の交付を受けようとするときは、松本市老朽危険空家等除却費補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (2) 位置図及び現況写真
- (3) 対象空家等の所有権を確認することができる書類
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類(市長が滞納状況を調査することに同意しない場合に限る。)又は本人であることが確認できる書類(市税の滞納がないことを証する書類が発行されない場合に限る。)。ただし、対象空家等が共有であるときは、共有者全員のもの
- (5) 共有である場合は、他の全員の建物共有者同意書(様式第4号)
- (6) 対象空家等の所有者と対象空家等の所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の土地所有者同意書(様式第5号)
- (7) 事前調査結果報告書の写し。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合を除く。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付することと決定したときは松本市老朽危険空家等除却費補助金交付決定通知

書(様式第6号。以下「交付決定通知書」という。)により、補助金を交付しないことと決定したときは松本市老朽危険空家等除却費補助金不交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第9条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、松本市老朽危険空家等除却費補助金交付変更申請書(様式第8号)に変更する内容を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、申請の内容の変更を承認する場合において補助金の額に変更があるときは松本市老朽危険空家等除却費補助金交付変更決定通知書(様式第9号。以下「交付変更決定通知書」という。)により、補助金の額に変更がないときは松本市老朽危険空家等除却費補助金内容変更承認通知書(様式第10号。以下「内容変更承認通知書」という。)により申請者に通知し、承認しない場合は松本市老朽危険空家等除却費補助金内容変更不承認通知書(様式第11号)により補助対象者に通知する。

3 補助対象者は、補助対象工事を取りやめようとするときは、松本市老朽危険空家等除却費補助金対象工事中止届出書(様式第12号)を市長に届け出なければならない。

(工事の着手)

第12条 補助対象者は、交付の決定があった日から60日以内に補助対象工事を行わなければならない。ただし、60日を経過するまでに市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、当該完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市老朽危険空家等除却費補助金実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る請求書又は領収書の写し
- (2) 補助対象工事の着工前及び完了後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定内容に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定し、松本市老朽危険空家等除却費補助金確定通知書(様式第14号)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第15条 前条の通知書を受けた補助対象者は、松本市老朽危険空家等除却費補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月5日から施行する。

附 則(令和4年3月29日告示第98号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和6年1月11日告示第3号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第175号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱の規定による様式とみなす。